

「県土整備部における不適正事案に係る検討会議 第4回総務専門部会」 会議概要

1 日 時 令和6年7月19日（金）午後1時15分～3時

2 場 所 本庁舎5階 特別会議室

3 出席者 桐ヶ谷部会長、清水専門委員、中曽根専門委員（リモート参加）
総務部長、総務課長等

4 概 要

○ 事件に関する調査の進捗状況

- ・ 有罪となった元職員2名を相手方業者に紹介したとされるOBやマンションでの会食に参加していたOBに聴き取りを行った結果について、事務局から報告を行った。情報漏洩への関与は確認できなかった。

○ 今後の総務専門部会の進め方

- ・ ①今回の事件の経緯や背景、全体像について一定の状況把握ができていること、②事件に関する調査や全庁実態調査により、職員倫理条例についての課題が明らかになったこと、③その課題については、これまでの議論を通じて方向性が見えてきていること、という3つの点から、総務専門部会として意見のとりまとめが可能であるということで、委員の意見が一致した。

○ 総務専門部会としての提言

- ・ これまでの調査検証の内容を踏まえて、再発防止に向けた提言をとりまとめた。

《提言内容》

- ①・ 倫理条例の目的や、利害関係者の範囲、禁止行為の内容などについて、職員にさらなる周知徹底を図るべきである。
 - ・ より職員の理解に資するよう、研修の内容等の見直しを図るべきである。
 - ・ 入札・契約業務の相手方となる事業者等に対しても、引き続き倫理条例の周知を図っていくべきである。
- ②・ 自己負担により利害関係者と共に飲食を行う場合、現在は自己の飲食に要する額が1万円を超える場合に事前の届出を行うこととされているが、より透明性を高めるため、1万円以下の場合についても届出の対象とするよう、見直しを図るべきである。
 - ・ 見直しに当たっては、不適切な関係につながる可能性が低い飲食や透明性の確保されている飲食を届出の対象から除外することや、より事務負担が少ない提出方法を認めること等により、職員及び利害関係者双方の負担を軽減し、制度の実効性を確保する方法を検討するべきである。

- ③・職員に対する働きかけを牽制するとともに、働きかけに組織的に対応するため、職員が、入札・契約、許認可、補助金等の事務の相手方となる事業者等から不当な働きかけを受けた場合、これを記録する制度の導入を検討すべきである。
- ④・「内部通報制度」や「入札契約業務適正化相談員制度」について、制度自体の周知に努めるとともに、通報・相談先を周知することなどにより、通報・相談をしやすい体制を整備すべきである。
 - ・「入札契約業務適正化相談員」に指定される職員への研修やマニュアルの作成等により、相談に対して適切に対応する体制を整備すべきである。
- ⑤・県を退職する職員に対して改めて倫理条例の内容の説明を行うなどにより、退職者を介して職員が利害関係者と不適切な関係を持つことの抑止を図るべきである。

○ 委員からの意見

【事件に関する調査について】

- ・ OBが情報漏洩について関与がなかったことが確認できたのは、一つの成果であると思う。

【倫理条例の周知徹底】

- ・ 職員に対する研修については、一方通行ではなく、職員同士で議論したりすると、より理解が深まると思う。
- ・ 事業者に対する周知については、業界団体の会合で説明の機会をもらうなど、県から積極的に理解を求めていく必要がある。

【飲食の届出制度の見直し】

- ・ 同一の利害関係者との飲食を続けている職員を把握した場合に、どのような指導をするのが課題である。
- ・ 利害関係者がいることが後から分かった場合など、届出が事後になってしまう場合もあると思われるので、やむを得ない場合には事後の届出も認めてもよいのではないか。

【働きかけの記録制度】

- ・ 「不当な働きかけ」に当たるのかどうか職員が判断に迷うことも考えられるため、どのような働きかけが記録の対象になるのか具体例を示しておくことが必要である。
- ・ 記録する働きかけの対象はできるだけ拡げておいた方が職員を守ることにつながるのではないか。

【退職者への対応】

- ・ 職員が退職する際に、倫理条例の内容をきちんと理解したことを確認できるような仕組みが必要ではないか。